

建設工事の入札に係る工事費内訳書の提出について

平成27年4月1日
鬼北町企画財政課

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の一部改正により、建設工事の入札の際に入札金額の内訳書を提出することが義務付けられることとなりました。

これは、見積能力に欠ける業者の入札参入排除、積算もせずにダンピング受注を行おうとする業者の排除、及び談合等不正行為を排除するためのものです。

本町においても、平成27年4月1日より全ての建設工事の競争入札について、工事費内訳書の提出が必要となりますのでお知らせします。

記

1 適用時期

平成27年4月1日以降に指名又は公告する入札より、工事費内訳書の提出が必要となります。

2 対象工事

競争入札に付するすべての工事（※随意契約によるものは対象外）

3 工事費内訳書の様式について

別紙「工事費内訳書」のとおり

4 留意事項

工事費内訳書の記載内容等に不備があった場合、入札を無効とする場合があるので留意してください。

- (1) 内訳書の項目（工事名、住所、商号又は名称、内訳項目及び金額等）に不備があり、入札書と同一性が判別できない場合。
- (2) 内訳書の入札価格が入札金額と異なる場合
- (3) 記載すべき内訳項目が過加不している場合
※設計図書との項目と不一致の場合

- (4) 内訳書の各内訳金額に誤り等があり、内訳書の合計金額と一致しない場合
- (5) 内訳書とは無関係な書類である場合
- (6) 他の案件の内訳書である場合
- (7) 白紙である場合
- (8) 内訳書の全部または一部が提出されていない場合
- (9) 内訳書が複数あり特定できない場合

5 提出方法

第1回入札時、入札書に同封して入札箱に投函

※第2回入札時には、内訳書の提出は求めません。

6 その他

建設工事以外の入札（委託業務等）については、提出は不要です。

お問い合わせ先

鬼北町役場企画財政課 管財係

電話：0895-45-1111 内線 2236